

維新の会の久保高章でございます。

維新の会を代表致しまして、議案第 1 号 一般会計予算に対する修正案の提案理由説明をさせていただきます。

尼崎市民共済生活協同組合補助金について、この組合は、市の出資もなく外郭団体でもありません。昭和 30 年に設立され平成 12 年、20 年前より自主自立の経営をされています。その中で、今回「今後、自然災害の被害を担保する商品取り扱いの為、元局長級の 2 名体制としたい」ということで市に対し支援要請があり加えて、「近年契約件数、掛金の減少により財務状況が厳しくなっており、このような状況を踏まえ 2 名分の人件費を組合から支出することが困難である」との申し出に、市として特例的な体制ということで考慮し、1 名分補助することを決定したと説明がありました。しかし、決算内容は健全経営であり財務状況が厳しいと判断されるものは全くありませんでした。こういった保険会社に対して税金で補助する自体、民業圧迫に繋がる可能性もあります。明確な補助理由が確認できない中、この組合に対しての補助金に税金を投入することはあってはならないと判断し、この尼崎市民共済生活協同組合補助金に対して削除するよう修正したいと思います。

各議員におかれましては、本修正案にご賛同賜りますよう宜しくお願い申し上げます。